

諮問番号：平成31年度諮問第12号

答申番号：平成31年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 処分庁は、審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を納期限までに完納しなかったため、同表の督促状発送日の欄に掲げる日付で審査請求人に対し督促状を發した。
- 2 処分庁は、平成31年1月25日（以下「差押処分日」という。）、審査請求人が別表の差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる本税102,900円及び延滞金53,100円の合計金156,000円を完納しなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条及び第334条並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 に対して有する普通預金（取扱店：支店 口座番号：）の払戻請求権165,648円のうち80,000円について差押処分をした。
- 3 審査請求人は、平成31年1月31日付けで、上記2記載の差押処分の取消しを求める審査請求をした。
- 4 処分庁は、平成31年2月7日付けで、審査請求外 から、上記2記載の差押処分にに基づき、合計金80,000円の支払いを受けた。
- 5 処分庁は、平成31年2月19日付けで、法第331条第6項に基づき、上記

4 記載の合計金80,000円の受入金について、配当処分をした。

6 処分庁は、上記2ないし5記載の差押処分及び配当処分において完納にならなかったことから、平成31年2月15日付けで、審査請求人が有する株式について差押処分（以下「本件処分」という。）をした。

7 審査請求人は、平成31年2月24日付けで、上記5記載の配当処分の取消しを求める審査請求をした。

8 審査請求人は、平成31年2月25日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分は、審査請求人の生活を著しく破綻させ、働く意欲を有していても、所得を得るための就職活動をする機会をも剥奪することは明らかであり、憲法25条に違反する。

(2) 本件処分は、生存権や人権を無視した行為であり、審査請求人の生存権を剥奪しており自殺教唆に等しい。税負担を軽減するための徴収緩和制度（職権型換価の猶予）の教授について今まで一度も教えず、結果生存する権利までも奪うのは違法である。（憲法25条）

(3) 本件処分は、配当計算書（神 第 号）において、給与差押さえが継続しており、差押さえが解除されていないにもかかわらず、本件処分を行ったことは、添付の家計表をみても明らかのように生活の維持が困難となる差押さえであり、生活保護の適用を受ける状態になるのは明らかであり、違法である。（国税徴収法第47条17、徴収法151条1項）

(4) 本件処分を解除することにより、多重債務の整理及び就職活動に努め、4月からの収入確保を優先するため、本件処分の解除を求める。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定に

より、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の適法性

ア 法第331条第1項は「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。」とし、その第1号は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定している。また、この場合において、市町村の徴税吏員は、「当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分」をすることができると規定している。さらに、条例第17条は「滞納者が第14条の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないとき…は、徴税吏員は、滞納処分に着手しなければならない。」と規定している。

イ 処分庁は、差押処分日に、法第331条及び第334条並びに条例第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 に対して有する普通預金（取扱店：支店 口座番号：）の払戻請求権165,648円のうち80,000円について差押処分をし、平成31年2月7日付けで、審査請求外 から、上記差押処分に基づき、合計金80,000円の支払いを受けた（なお、同月19日付けで、法第331条第6項に基づき、上記合計金80,000円の配当処分を行った。）。審査請求人には、同月15日時点で、いまだ滞納市

徴収金が存在していたことから、処分庁は、同日、法第331条及び第334条並びに条例第17条に基づき、本件処分を行った。

ウ 以上のとおり、処分庁の本件処分は法及び条例に則ったものであり、適法である。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、本件処分が憲法25条に違反すると主張するが、かかる主張は抽象的に過ぎるものであり、その判断をすることができない。

イ また、審査請求人は、神[]第[]号により給与差押えが継続している旨を主張するが、かかる差押処分は、既に終了しており継続しているものではない。

ウ さらに、審査請求人は、本件処分が国税徴収法（昭和34年法律第147号）第151条1項に違反する旨主張する。つまりは、本件処分は、審査請求人の生活の維持が困難にするものであると主張するものと理解できる。しかしながら、預貯金の差押処分と異なり、差押えの対象が株式である場合においては、その性質上、それが差押えられたとしても、直ちに審査請求人の生活の維持が困難になると認めることはできない。

エ 以上のとおり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

令和元年9月3日 第1回審議

令和元年10月7日 第2回審議

第6 審査会の判断

1 本件処分の適法性

- (1) 法第331条第1項は「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。」とし、その

第1号は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定している。また、この場合において、市町村の徴税吏員は、「当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分」をすることができると規定している。さらに、条例第17条は「滞納者が第14条の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないとき…は、徴税吏員は、滞納処分に着手しなければならない。」と規定している。

(2) 処分庁は、差押処分日に、法第331条及び第334条並びに条例第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 [] に対して有する普通預金(取扱店: [] 支店 口座番号: []) の払戻請求権165,648円のうち80,000円について差押処分をし、平成31年2月7日付けで、審査請求外 [] から、上記差押処分に基づき、合計金80,000円の支払いを受けた(なお、同月19日付けで、法第331条第6項に基づき、上記合計金80,000円の配当処分を行った)。審査請求人には、同月15日時点で、いまだ滞納市徴収金が存在していたことから、処分庁は、同日、法第331条及び第334条並びに条例第17条に基づき、本件処分を行った。

(3) 以上のとおり、処分庁の本件処分は法及び条例に則ったものであり、適法である。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、本件処分が憲法25条に違反すると主張するが、かかる主張は抽象的に過ぎるものであり、審査請求人の主張する事実から瑕疵を認めることはできない。

(2) また、審査請求人は、神 [] 第 [] 号により給与差押えが継続している旨を主張するが、かかる差押処分は、既に終了しており継続しているものではない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

(別表) 略